

永平寺町水道の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町条例第12号

永平寺町水道の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

永平寺町水道の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例（平成24年永平寺町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「大学（短期大学を除く。以下同じ。）の」を「大学（短期大学を除く。以下同じ。）において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年」を「1年6箇月」に改め、同条第2号中「大学の」を「大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「土木工学科又はこれ」及び「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年」を「2年」に改め、同条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を加え、「又は高等専門学校」を「若しくは高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）」に改め、「後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）」を加え、「5年」を「2年6箇月」に改め、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号中「10年」を「5年」に改め、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

（6） 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「7年」を「3年6箇月」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

（4） 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第5条第1号中「の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者」を「第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木課又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後、）同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6箇月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については2年6箇月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者につ

いては3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」に改め、同条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「これらに相当する学科目」を「これらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に改め、「後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、「4年」を「2年」に改め、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加え、「6年」を「3年」に、「第4号」を「第5号」に、「8年」を「4年」に改め、同条第3号中「10年」を「5年」に改め、同条第4号中「前2号」を「前3号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。